

## 学校適正配置関連法令（抜粋）

### 学校教育法

（学校設置基準）

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（小学校設置義務）

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

（準用基準）

第49条 第38条 までの規定は、中学校に準用する。

### 学校教育法施行規則

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（分校の学級数）

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

（準用基準）

第79条 第41条から第49条まで、 の規定は、中学校に準用する。  
この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と読み替えるものとする。

### 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

（学級編制）

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項 の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

## 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号 の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
  - (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

# 新潟市立学校適正配置審議会規則(抜粋)

昭和 44 年 7 月 21 日  
教育委員会規則第 6 号

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和 35 年新潟市条例第 39 号)により設置された新潟市立学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 市民

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (幹事)

第 6 条 審議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。ただし、教育委員会が必要があると認める場合は、教育委員会事務局職員以外の市職員のうちから任命することができる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

## (庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、学務課において処理する。

(平 7 教委規則 3・平 13 教委規則 2・平 17 教委規則 8・平 19 教委規則 6・一部改正)

## (その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。